

請願法(昭和二十二年法律第一三三号)に基づき、県立学校の維持等について以下のとおり請願します。

### 請願の趣旨

- 一、国民の寄付に因って県立学校の備品をなつた物(校訓や校歌を刻した石碑等)は、引き続き現地で保存すること
- 二、卒業証書授与台帳は、各校で保管すること
- 三、県立学校の維持が困難となっている点を、教育長が自らインターネット等を用いて広く国民に広報すること

### 請願の理由

一、今、国民の寄付に因って県立学校にある物は、その時々々の国民が命の次に大切な金員を持ち寄り県に寄付した物です。私を指導してくださった恩師に昔「金のことばかり言うな。」と言われたことがあります。国民が公人に金の話をするときには、その背後にその人が持つ素朴な感情があります。確かに県立学校は、県費で設置され県費で維持運営されてきました。しかし、県立とはいえ今日の学校の伝統はその時々々の国民が「創造」したのであって、決して県教育委員会だけの力ではないし、基より(媒酌人のことを悪く言うよううで恐縮ですが)頭の悪い臙装員長が創つたのではないとの思いがあるからです。

二、卒業証書授与台帳は、国民の愛校心の核です。台帳が母校にある。この文は逆も真になると思います。

三、大阪司教ですら大学を維持できなくなりました。奈良県が高等学校を維持するのは不可能になりつつあります。そのことを教育長自らの肉声で国民に説諭すべきだと考えます。幸い今はインターネットで動画を流すこともできます。この難局に対処するには、教育長の人望を以つてする他ないと思えます。

二〇一九年八月一六日

奈良県教育委員会教育長殿

